

北海道若者活躍プロジェクト実施細則

この実施細則は、北海道若者活躍プロジェクト実施要綱のほか、北海道若者活躍プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

1. 目標

地域の中で若者が「やりがい」を持って働ける場を創出し、道内定着の維持・向上を図ることを全体目標とする。全体目標達成に向けて機関構成員は、下記事項について独自目標の設定に努める。

【教育機関】

- ① 地域志向人材育成プログラム（COC+事業からの継続）の実施・発展を目指す。
- ② 地域志向人材育成プログラムの修了認証を発行する教育機関については、道内就職優遇制度（COC+事業からの継続）の広報・利用拡大を目指す。

【産業界】

- ① 若者に選ばれる企業の増加に向けてその方策を検討する。
- ② 地域志向人材育成プログラム（COC+事業からの継続）の事業周知等により企業参加促進を目指す。
- ③ 道内就職優遇制度（COC+事業からの継続）の事業周知等により企業参加促進を目指す。

【地方自治体】

- ① 各地域の道内就職状況を勘案し、学生を道内定着させるため地域に合った施策の検討、実施を目指す。

2. 実施内容

- ・ 地域志向人材育成プログラム及び地域共育の推進・発展
- ・ 道内就職優遇制度の企業への普及及び学生の利用者数向上
- ・ 若者に選ばれる企業への発展と学生への広報
- ・ 若者の道内定着に向けた施策の展開及び対外的な情報の発信

3. 各機関の役割

(1) 教育機関（大学・高専）

- ・ 学生ニーズを産業界に提供する。
- ・ 課題解決能力、俯瞰力及びコミュニケーション力を備えた人材を養成する。
- ・ 地域志向人材育成プログラムを推進する。
- ・ 道内就職優遇制度の学生利用を促進する。

(2) 産業界

- ・ 学生ニーズを捉えて学生に選ばれる企業に向け、企業意識を醸成する。
- ・ 企業の魅力を大学・高専（学生及び教員）に発信する。

- ・ 地域志向人材育成プログラムの企業参加を促進する。
- ・ 道内就職優遇制度への企業参加を促進する。

(3) 地方自治体

- ・ 若者に選ばれる企業を増やす取組み等、学生の道内定着に資するための各施策を検討及び実施する。

4. 組織運営体制

(1) まとめ役

プロジェクトの円滑な推進に向け、全体を俯瞰し、必要に応じて各機関との調整を行う。

(2) 事務局

- ・ ワーキンググループを含む各種会議の運営及びまとめ役の補佐
- ・ プロジェクトに関連する情報の受発信やホームページ管理

(3) 北海道若者活躍プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）

1) 役割

道内就職状況の把握及び対応策の検討

- ・ 地域志向人材育成プログラムの効果測定（学生の意識変化）による改善策の検討
- ・ 道内就職優遇制度の利用状況の把握及び制度の見直し
- ・ 若者に選ばれる企業に向けて実施・検討している取組みの推進
- ・ 上記を含む地域定着に関わる情報の共有

2) 構成

北海道若者活躍プロジェクト実施要綱別表に定められる機関構成員から選出されたものを委員とする。

3) 開催時期

毎年度期間のうち、1回以上開催するものとする（7月開催予定）。

4) 協議会による決定

協議会において、プロジェクトの実施に必要な事項を決定する場合は、その都度協議会において決定方法等を諮ることとする。

5) ワーキンググループの設置

プロジェクトの目的を達成するために、必要に応じてワーキンググループを設置する。

(4) 拠点会議

1) 役割

①各拠点の教育機関における道内就職率の状況把握及び拠点活動状況の改善を検討する。

- ・ 学生と企業のマッチング事業の促進
- ・ 地域共育（地域志向人材育成プログラム、インターンシップ等）の推進
- ・ 若者に選ばれる企業の創出に向けた取組み（紹介等）

②地域の若者定着に関する情報を共有する。

2) 構成

大学・高専、地方自治体、産業界により構成することを原則とする。

ただし、拠点の事情に応じ、この構成によらずに産学官が連携してプロジェクトを推進できる場合は、この限りではない。

3) 開催時期及び運営方法

開催時期及び運営方法・場所については、各拠点において決定するものとする。

4) 報告事項

道内就職率に関する以下のデータを、次年度の6月までに協議会に報告する。

- ・ 卒業学生（学部生、本科生）の学科ごとの就職希望者数、就職者数、道内就職者数（次年度5月に取りまとめを行う）。
- ・ 道内就職者数は、道内に本社を置く企業への就職者数とする。また、道外に本社を置く企業に就職し、勤務地が道内である者を把握可能な場合にその人数を併せて報告する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。